

「暴風警報」や「特別警報」発令時の臨時休業等について

大阪府立今宮工科高等学校 定時制の課程

大阪府内に「暴風警報」または「特別警報」等が発令された場合は、以下の対応とします

(1) 気象状況による場合

- ①午後4時現在、大阪府内に「暴風警報」または「特別警報」が発令されている場合
- ②午後4時以降、大阪府内に「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合
- ③始業時以降、「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合（学校より下校を指示）

※「大雨警報」・「洪水警報」・「波浪警報」が発令していても臨時休校いたしません

(2) 交通機関途絶の場合

午後4時現在、下記交通機関のいずれかが災害（※）により途絶している場合
ただし、事故等による一時的な不通は除きます

- ・JR 西日本（大阪環状線・大和路線・阪和線）
- ・南海電鉄
- ・大阪メトロ（地下鉄・ニュートラム）
- ・大阪シティバス

※ 災害には「災害の恐れがあり、計画運休している場合を含む」

(3) その他

- ・大阪府教育委員会や校長の判断により、臨時休業とすることがある
- ・臨時休業した場合の翌日以降の対応は以下のとおり
 - ①授業期間中 翌日は時間割どおりに実施
 - ②考査期間中 翌日は時間割どおりに実施
 - ③臨時休業日に実施予定の授業・考査の実施については、別途指示